

2019年度 第1回 理化学研究所 研究倫理協議会（書面開催） 議事録

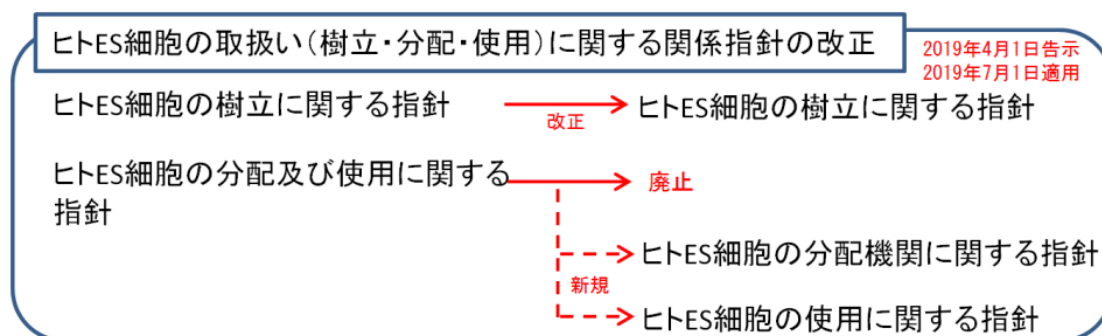
日時： 2019年5月29日 ～ 2019年6月5日

出席協議員：加藤重治（議長）、徳永勝士、武藤香織、定藤規弘、柑本美和、加藤忠史、
小池良輔、深尾立、中村幸夫、北川昌伸、玉利真由美、加藤和人、濱田博司、
片岡洋祐、温井勝敏（順不同）

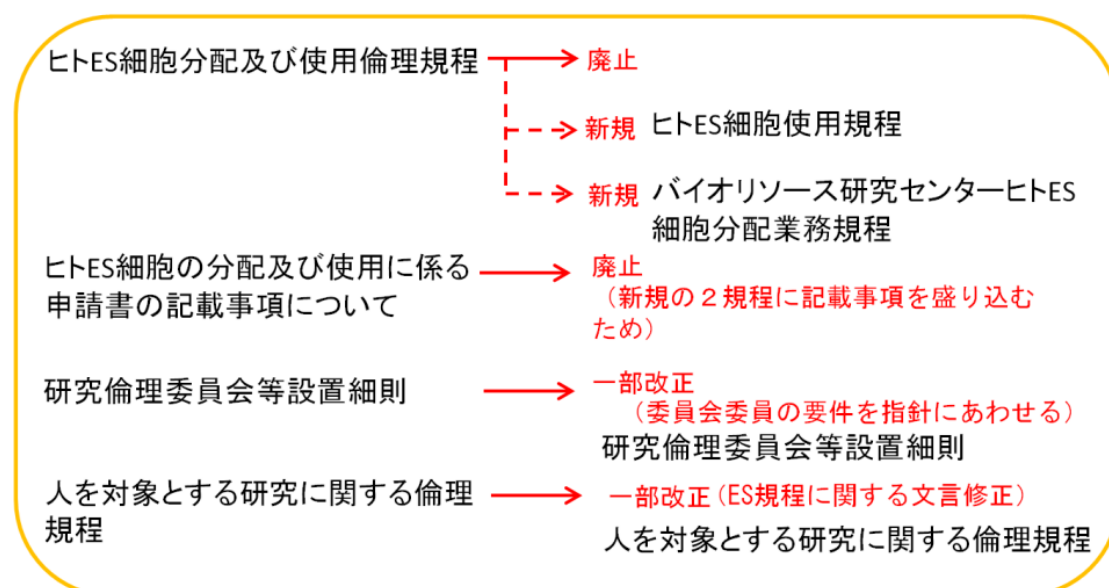
「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」及び「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」の制定に即した規程等の改正、並びに「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 第6 個人情報保護 18 個人情報の取扱い」の規定に即した細則の改正を行う旨、書面にて審議を行った。

1. 審議内容

1-1. ヒト ES 細胞の取扱い（樹立・分配・使用）に関する関係指針の改正



これらの関連指針の改正に伴い、弊所内の規程についても以下のように改正を考慮しており、書面において審議を行った。



○ヒト ES 細胞分配及び使用倫理規程（平成 19 年 8 月 23 日規程第 60 号）（廃止）

○バイオリソース研究センターヒト ES 細胞分配業務規程（新規制定）

○ヒト ES 細胞使用規程（新規制定）

指針の改正とあわせ、「ヒト ES 細胞分配及び使用倫理規程」については廃止とし、「ヒト ES 細胞使用規程（以下、使用規程）」と「バイオリソース研究センターヒト ES 細胞分配業務規程（以下、分配規程）」を新規制定。

○ヒト ES 細胞の分配及び使用に係る申請書の記載事項について

（平成 19 年 8 月 31 日通達第 45 号）（廃止）

新規制定の使用規程及び分配規程に、記載事項について規定するため廃止。

○研究倫理委員会等設置細則（平成 15 年 10 月 1 日細則第 133 号）（改正）

同細則第 3 条第 2 項の委員会の構成について、上記のヒト ES 細胞関連指針の他、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」と平仄をあわせた改正。

○人を対象とする研究に関する倫理規程（平成 15 年 10 月 1 日規程第 128 号）（改正）

使用規程及び分配規程の新規制定に伴う、第 1 条の規定の改正。

1-2. 人を対象とする研究に関する倫理規程細則の改正

○人を対象とする研究に関する倫理規程細則

（平成 15 年 10 月 1 日細則第 131 号）（改正）

第 6 条（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る個人情報等の保護）について、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 第 6 個人情報の保護 18 個人情報の取扱い」の規定とあわせた改正。

2. 審議結果

以上について、出席協議員全員から適正と回答を得たため、これをもって本件は「適正」と判定した。

これを受け、協議会議長より理事長宛、別添のとおり答申することとした。

以上